

## 優良農業農村整備工事表彰実施要領

### 第1条 (目的)

この要領は、山形県が発注した農業農村整備工事における優良工事の表彰に関する必要な事項を定め、もって山形県土地改良建設協会会員（以下「会員」という）の建設技術水準の向上発展に資することを目的とする。

### 第2条 (対象工事および基準)

表彰の対象工事は、会員が施工した次の各号に該当するものとする。

- (1) 1件の請負金額が1,000万円以上の竣工した建設工事であること。
- (2) 表彰する年度の前年度及び前々年度を含めて、山形県建設工事請負業者指名停止基準等に該当する施工者にかかる工事でないこと。
- (3) 工事が多年度にわたる工事(継続工事)又は、債務負担工事については、過年度にかかる部分も対象とすることができるものとする。
- (4) 共同企業体が施工した工事については、地元企業が代表者であるものに限るものとする。

2 表彰の基準は、工事の出来形、品質、工程管理が優良と認められる次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 安全対策、環境対策、衛生管理の改善、強化に良く配慮した工事
- (2) 事業及び現場のイメージアップに創意工夫を発揮した工事
- (3) 新工法、特殊工法の開発、導入等に創意工夫を発揮した工事
- (4) 地域住民と良く強調、騒音、振動、安全性等に配慮した工事
- (5) その他第4条の審査委員会が優良と認めた工事

### 第3条 (優良工事の推薦)

山形県土地改良建設協会会長は、山形県各総合支庁関係課長に、第2条に該当する工事の中から、優良と認められる工事の推薦を依頼する。

### 第4条 (表彰審査委員会)

表彰に値する優良工事を選定するため「優良農業農村整備工事審査委員会」を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

### 第5条 (表彰)

山形県土地改良建設協会会長は、第4条の審査結果にもとづいて、毎年開催される山形県土地改良建設協会定時総会の席上において表彰する。

2 表彰対象者は現場代理人とする。

3 表彰件数は5件程度とする。

### 第6条 (その他)

この要領に定めのない事項は、別に定める。